

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の指定の見直し（案） に対する意見の募集について

愛知県では、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準である全窒素及び全りんについて、三河湾における水域類型の指定の見直しの検討を進めています。

この度、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の指定の見直し（案）について、下記のとおり、県民の皆様からの御意見を募集します。

記

1 意見募集期間

2026年1月9日（金曜日）から2026年2月9日（月曜日）まで（必着）

2 意見の提出方法

意見提出用紙（以下3に記載のWebページからダウンロード又は閲覧場所で入手できます。）に、お住まいの市町村名、年齢、職業を御記入の上、郵便、FAX又は電子メールのいずれかの方法で、「5 提出・問合せ先」に提出してください。

なお、郵便により御提出いただく場合は封筒に、電子メールによる場合は件名に、それぞれ「生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の指定の見直し（案）に対する意見」と明記してください。

また、電話での御意見については、対応できませんので御了承ください。

3 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の指定の見直し（案）の閲覧方法

県Webページから、生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の指定の見直し（案）に関する資料の閲覧（ダウンロード）ができます。

URL：<https://www.pref.aichi.jp/press-release/2026mikawawan-ruikei.html>

また、県水大気環境課（県庁西庁舎6階）、県民相談・情報センター、各県民相談室、海部県民事務所広報コーナー、知多県民事務所広報コーナー及び新城設楽振興事務所広報コーナーにおいても閲覧できます。

4 提出いただいた御意見への対応

- (1) 提出いただいた御意見は、生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の指定の見直しを行う際の参考にさせていただきます。
- (2) 御意見に対して個別には回答いたしませんが、いただいた御意見を取りまとめた概要等についてWebページに掲載する予定です。
- (3) 提出いただいた御意見は、個人情報を除いて公開する場合があります。

5 提出・問合せ先

愛知県環境局環境政策部水大気環境課調整・計画グループ

〒460-8501 (住所記入不要)

電話 052-954-6221

FAX 052-961-4025

電子メール mizutaiki@pref.aichi.lg.jp